

契約の締結につき議決を求めることについて

請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

1 契約の目的

滋賀県防災行政無線整備工事

2 契約金額

2, 074, 800, 000円

3 契約の相手方

滋賀県大津市中央三丁目1番8号

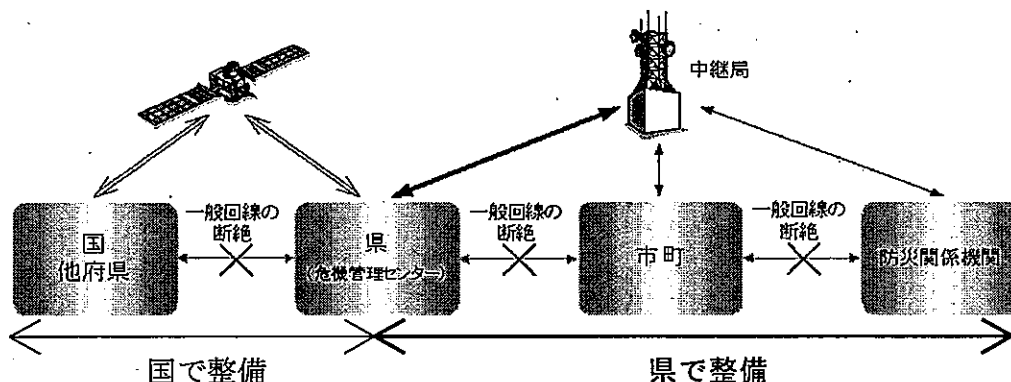
日本電気株式会社滋賀支店

支店長 向 井 徹

4 工事の概要

(1) 防災行政無線の概要

防災行政無線は災害等による一般回線断絶の際に各関係機関(国、他府県、市町、消防、防災関係機関等)が災害情報の共有および連絡手段を確保するための通信回線として整備しているもの。



(2) 整備内容

現在の防災行政無線は平成9年度から運用しているが、耐用年数の15年を超過し、不具合の発生頻度の増加や保守部品の生産中止等により正常な運用が困難になってきていることから、危機管理センターの整備に併せて、各市町、消防本部、県・国関係防災関係機関等に設置している166局の無線設備を更新するもの。

(3) 整備スケジュール（工期：契約成立から5日以内の日～平成28年3月15日）

平成27年度中の運用開始に向けて次のとおり工事を実施。

- ・平成25年度：無線設備機器製作
- ・平成26年度：無線設備工事、ネットワークシステム設備機器製作
- ・平成27年度：危機管理センター内無線設備工事、ネットワークシステム設備機器製作/工事、総合調整

防災行政無線 整備年次計画

凡例
 : 機器製作
 : 施工(設置工事)

整備箇所	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
01.県庁(危機管理センター)	危機管理センター建設		
02.中継局			
03.合同庁舎			
04.市町			
05.防災関係機関			

防災行政無線 概要図

